

政務調査費に関する議員意見について

本調査会が、平成23年9月に実施した「議員活動実態アンケート調査」と、同11月に実施した「議員ヒアリング・意見交換」から、政務調査費に関する議員意見を抜き出した。

I アンケート自由記述分からの抜粋

A 議員活動について

○活動実態に関する記述

A-19	議会、常任委員会、特別委員会出席の外、ほぼ毎日選挙区内の行事、各種総会・大会等に出席、意見交換等を行っている。また県内の調査、イベント等できるだけ参加するように考えている。なお、研修、講演会も時間の許す限り出席し、情報収集などを行っている。今後は、夜の時間を利用して、報告会・座談会も増やしていきたい。
------	---

○議員活動の範囲(範囲を提案)に関する記述

A-25	活動においては議会活動、政務調査、後援会活動、その他多種にわたるため、常に24時間体制である。世間一般は、登庁時のみ活動と思われる方が多いが本来はそれ以外の要望聞きとりや調査等、登庁以外の議員活動の方が多くが現状、又その活動をなくしては、県民の声を議会に反映できない。
------	--

○経費との関係に関する記述

A-12	議員活動に対する経費が議員から見て、経費として評価されていない。正當に評価すべきである。
------	--

B 議員報酬について

○活動費・必要経費の多さに関する記述

B-5	議会活動に応じた報酬が必要であり、相応の活動経費も嵩んでいる。また政務調査費の利用に一定の制限があり、報酬より支出している現状である。選挙対策や後援会活動など家族の収入を取り入れている。
B-15	報酬は、生活費、4年に1度の選挙準備積み立て、事務所経費・事務員人件費支出の過半数(半数近くは政務調査費)、後援会維持経費、一般人の10倍程度の冠婚葬祭費、交際費を支出していることを考慮頂きたい。
B-19	今後、議会活動を充実させるため、後援会活動も増やしていきたいと考えていますが、その費用のため(事務所費、活動費など)議員報酬から捻出せざるを得ない(寄付等が乏しい為)。また今後、交際費(甲電等打電など)も増加すると思われます。

○議員報酬の性格を問う記述

B-9	報酬は生活費なのか活動費なのか？仮に100%生活費とするならば、一般的な感覚から考えると多い。活動費も含まれているとするなら、活動をたくさんすればするほど、生活にまわす金額は小さくなり、これは矛盾であると思う。その分は政務調査費でほとんどカバーできるようにするべきだという考えもある。報酬を議論するときは政務調査費と合わせて議論する必要がある。
-----	--

○対価性を主眼とした記述

B-10	まだ5ヶ月ですが思ったより残りません。政務調査のグレーな部分を報酬から捻出しているためです。報酬は県民が(市議会なら市民が)雇い方を決めれば良いこと、それに納得した人が立候補し、出来る仕事をすれば良いと思います。私は無報酬のボランティア職になっても立候補するつもりです。(但し、それ相応の活動になります)
B-16	上記(A-16)の活動をどの程度するかで決まる。事務所を持ち、ニュース資料のための機器を備え、郵送し、事務員を雇用し、資料を集める作業を、現在の報酬の範囲内で行っている。
B-17	「三重県議会議員」としての職務を遂行する対価として議員報酬を考えなければならない。当然、報酬の中には政務調査費で対応できない部分をカバーしていることも考慮しなければならない。

○生活費を主眼とした記述

B-26	議員の生活を保障するものであると思うが、現状を考えると少ないのかなと感じる。政調費でまかなえない活動費はすべて報酬からの支払いとなる。その金額が少なければいいのだが、結構大きな負担がある。
------	--

○活動・生活両面からの記述

B-20	<p>県議会議員となりますと、毎日その活動に費やしておりますのが実情ですので、他の仕事を兼ねて議員をつとめることは叶わず、私どもの場合は議員報酬が、家族が生活を営むための主たる収入となっております。</p> <p>議員には、4年に一度の選挙費用、日々の活動の上での交際費的なものなど、別に支給されている政務調査費にはあてはまらない分で相当の出費があり、これらについても他に収入がない議員は、議員報酬の中でやり繰りすることとなります。あわせて、議員にはご承知のように、退職金や年金の制度も無く(年金は6月で廃止)、当然失業保険もございませんし4年に一度の選挙のことも考え合わせますと、相当リスクの高い仕事と思います。また、せめて法律で認められた範囲における選挙費用の実費程度は、納税の際の控除対象にして頂きたいところですが、そのような解釈も制度もございませんので、給与所得者の分類で、額面通りの納税となり、家計に入れることができる額にしては、高額な納税をしている感が否めません。以上のようなことは、事前に覚悟の上で立候補しているとはいえども、一定の安定した生活を願うのはどんな仕事をしていても同じでありますので、血税を食ませていただいている身としては恐縮な思いですが、ご勘案頂ければありがたく存じます。</p>
------	--

C 政務調査費について

○使い勝手(ガイドライン)に関する記述

C-1	日々の活動に不可欠な経費あり、更に議員として事務所維持経費が思いのほか、かさむのが現状。ただ、宿泊費、ガソリン代、他経費の積算は実態にあわせてよい。一方事務所維持や消耗品や備品など柔軟化を希望する。いづれにしろアクティブな活動を継続し、公僕としての議員として機能してゆくのに不可欠な費用である。この調査費も社会に受け入れられていないとすれば、議員の努力不足と住民の認識不足の両方と考えられる。
C-5	議員個人の政務調査費の事務所費が活動費の1/2以下と制限されていることについて、会派支給分の活動費も含めたものとされたい。必要な事務所内経費や人件費が不足している。過去、別途海外調査に係る経費が廃止され、その分政務調査費対応とされたが無理がある。政党色の強い会派活動も支給を認められたい。
C-8	議員活動費として、必ず使える範囲を明確にしてほしいです。「政務調査費」という名称から、使途が制限されたり按分しなければならぬ、という使い勝手の悪さがあります。前述(B-8)の通り、私の場合は、後援会などの資金が報酬から出ており、按分するということは報酬から持ち出すということです。つまり按分50%で政務調査費を使うためには、同じ額を報酬から用意しなければならない、というのが現状です。
C-9	使い勝手をもっと良くする必要がある。たとえば、最近では、固定電話の利用は少なく、携帯電話がほとんどの時代なので、携帯電話代を政務調査で賄うようにしたほうが良い。事務所・事務員の費用に当てる場合でも、後援会活動とのすみわけから2分の1の金額を当てるという考え方で運用しているが、政務調査と後援会活動、さらには政治活動とプライベートの境目が無い議員の日常の公私を分けることなど不可能であると思う。
C-15	事務所経費、事務員人件費は1/2支出可能、ただし総額9万/月以下の制約は厳しく報酬に負荷を与えている。旅費、宿泊費限定とするならば、政務調査33万/月は支出不可能である。
C-16	上記(A-16)の活動で政務調査部分は政務調査費として計上しているが、1/2の限度があるため、オーバーした分は報酬からくり入れている。
C-25	議員によっても差があると思うが私の地域は特に課題も多く議会以外のほとんどの日が要望聞きとりや現地調査に。又現状按分となっている事務所、事務員費や県政だよりの発行等行おうと思うと正直苦しい。最近の状況からupとは言わないが少なくとも現状は維持していただきたい。
C-29	県政課題の把握や住民意見を聴取するために事務所が必要です。そのための賃料について50%までの政務調査費が認められているが、100%可能としたい。制度をどのように改革すればよいのかアドバイスがほしいです。
C-31	県政報告会案内に時候のあいさつがあり、半額しか認められないが、この種のもの全額認めてほしい。

○制度見直し(使途拡大)に関する記述

C-3	調査費使途について項目を見直してほしい。携帯電話の使用とか、電報について(県、
-----	---

	町)公の行事、公の關係に電報を打つ場合だけでも認めてほしいです。
C-6	政務調査費に関する資料作成に要する労力も多大なものがあり、本来の調査業務に支障が出ている。直接聴かせていただく有権者の声や現場を把握して得た情報をもとに具体的な政策として提言していく力量が問われているなか、政治活動と政務調査との区別が明確にできない活動実態を踏まえ、より使い勝手のよい制度へ見直すべきだと考える。
C-7	政務調査費は、議員活動の基盤強化、充実のために支出される経費であるとの基本認識が重要である。報酬対象外の議員活動のうち、政策調査研究や広報広聴活動への支出はもちろん、公的行事参画など日常全般の議員活動についても支出できるようにしていただきたい。
C-12	議員活動に関する経費も含めるべき
C-20	政務調査という明確な解釈、範囲の確定はむづかしく、政務調査費の計上を行う際にほとんどの議員が困惑しているのが実情とおもいます。 よって前述(B-20)とも重なりますが、私たちは政務調査費から一部を切り離して、議員活動費(交際費的な意味の部分も含んで)として、議員活動において本人の裁量で使える解釈のものを法律で明記されればと願っています。そうなれば、報酬との兼ね合いで、議員活動費用がこちらである程度担保されるなら、その相殺で応分に報酬が下がっても、理解され納得しやすくなります。
C-26	非常に使いづらい。もう少し、使い道等に関しては考えるべきである。今の時代、情報を発信することが、政治家の大きな役割となっていると思う。現制度ではそれらに対応することが難しいと感じる。政務調査をして議会に提言するというだけの責務だけであれば充分ですが実情は厳しいと言わざるを得ない。
C-27	現在のような政務調査費はいりません。それよりは、議員活動をしっかり支えるための秘書経費や事務所経費をきちんと公的にみてほしい。

○制度見直し(合理化)に関する記述

C-21	今回、初当選して驚いています。まず、なぜ事前に支給するのか？政務調査した時に請求して、1ヶ月単位で支給したほうが良いと思う。もう一方で、政務調査費を議員報酬に振り替えたほうが良いと思う。(もちろん半額程度にする)
C-22	政務調査費が何であるか分らない。たとえば事務所家賃も政調費なのか、現在の議員報酬を維持し、政調費個人分は廃止すべきである。政調費会派分を5万円(月額)ぐらいか。
C-23	しっかりと調査することが必要だから削減することではないと思います。 しかし、無駄なものは変えて行かなければいけない。 たとえば、新幹線のグリーン車は必要ないと思います。 事務所経費を政務調査費として明確な基準をつくってほしい。
C-24	・議員報酬を広く認めていく代わりに、政務調査費は現状の半分で良い。 ・また、現在では計上が認められている事務所費や人件費は、今後認めるべきではない。(これは厳密には後援会費で考えるべきものである。)
C-32	会派分だけで良いと思います。個人分は先にいただくのではなく、必要経費分だけ申請し、後でいただく形式が良いと思います。会派分は、会派で調査した分だけで、これも先にいただく必要はないと思います。

C-33	削減するべきだと思う⇒半額 必要があれば申請制にすればと思う(超過した分は)
------	---

○制度見直しに関する記述

C-17	本来、報酬が議員個人に支払われるものならば、政務調査費は会派に支払うなど、そのスミ分けを考えるべきだと思う。
C-30	支出ガイドラインに改善の必要があると思います。宿泊料、日当など

○必要性(金額)に関する記述

C-18	研究会、大学等の学会、県政報告会等、情報収集や勉強会、県民への理解活動を普及するためには、現状の政務調査費でも厳しい状況と思います。各議員の活動状況により、調査費は異なりますが、積極的に活動するためには、少なくとも現状は維持して頂きたいです。
C-19	ホームページ作成費、管理費、機器リース料、新聞発行等にも必要不可欠です。現在事務所開設のため準備中であり、運営費等の発生が見込まれます。最低限現行すえ置きをお願いしたいと思います。

○必要性に関する記述

C-2	現行で問題ないと思う。
C-4	選挙区の広さや本人の活動度合によって違うと思う。現状を上限として、使う必要のない方はどんどん返金すればいいと思う。
C-11	個人的な家庭の状況に左右されずに調査活動を行うには必要です。使わなかった分は返金することなので、一定額あるほうがよいと思います。額についてはまだ全体が見えていないので論じられません。
C-13	必要だと思います。
C-14	本来使わなければ返却するシステムであり、これまで領収書添付義務がなかったことが問題であったと考える。全て公開とした本県議会においては、政務調査費の額の大小を議論することはナンセンスである。議員が本気で活動すればするほど、調査費が必要となるのは当然である。
C-28	地域の状況を把握し、人々の思いを知る活動、県政報告会などの広報広聴活動、研修会など資質向上、事務所の運営など議員活動のためには必要である。

○その他

C-10	市議時代の月1万円に比べれば雲泥の差です。私なら月5万円であったとしても「これにより一層調査や研修ができる」と大よろこびですが、逆に100万の人が50万になれば、きっと耐えがたいだろうと思います。年中「少ない少ない」と言っている人がいる一方大きく返却する人もいるようなので、あればあったように有難く使うし、なければないでなんとでもやっていくのではないのでしょうか。
------	--

D その他

D-4	議員はお金がなくてもなれなければいけません。そのためには生活を保障するための報酬と、議員活動を保障する政務調査費(議員活動費という名称の方が良いと思いますが)に分けて、それぞれどの程度の水準が適当か議論すべきだと考えます。
D-5	休みが保障されていないところが大変なところである。議会・委員会に招集されていない日は休もうと思えば休めるが、そうは行かない。土日は行事でいっぱい。夜も毎晩何かの行事・地域の会議・誰かと会って意見交換。厳格に区別すると、政務調査にあたらないと解釈されるかもしれないが、この活動で、県民の意識や考えを身に付けていっている。個人事業としての税控除も必要である。
D-12	都道府県議会議員にも政策担当秘書が欲しいのですが、この場合も政務調査費からの人件費支出として50%分しか認められていないのが現状です。100%可能とするにはどのように制度改革すればよいのかアドバイスが欲しいです。
D-13	議員の自己研鑽する場が少ない。(例、大学の講座、…政治学、地方自治法等) 都会と違って大学が少なく、情報もすくないのかな!
D-14	県民要望及び意見を集約するため議員事務所を置いています。事務所経費のうち50%は、政務調査費での支出ですが、残り50%は、議員個人の負担となります。当然報酬からの出費となり、高額給料といわれていますが、相当な負担になります。事務所で、秘書として仕事をしている方は、議員に代わり現地調査や執行部への要望活動など多彩な業務の有る事も理解をお願いします。

II ヒアリング・意見交換からの抜粋

1 調査会に対する意見

(1) 調査会への期待、要望

- ・ 二元代表制の一方としての議会の権能や在り方を追求するという観点でも考えていただきたい。

(2) 活動実態調査

- ・ 地域性をはじめ、議員個々に活動実態が違うということだけは確認いただきたい。

2 制度改正

(1) 法改正

- ・ これから地方分権、地方行政並びに議会というものが重要視される中で、地方自治法で縛られているものはまだまだたくさんあるので、国会議員も地方議会出身の方もたくさんいるのだから、同じ目線で議論をしてほしい。
- ・ 分権一括法を踏まえて、議員の活動基盤の強化のため、政務調査費の法的な位置づけを行うよう国に求めたが、できなかった。
- ・ 一番お金を使うのは印刷とか郵送費なので、議員のそういうものは安くするような制度があると大変に助かる。

(2) 歳費という考え方

- ・ 歳費と政務調査費しか条例上出せないのであれば、これを一まとめで歳費として、政務調査費は少なくしてもいいと思う。
- ・ 生活は工夫してやっていくしかないが、どうしても政務調査費では出せないものがたくさんある。歳費という形を取ったほうが考えやすいし、動きやすい。

3 議員報酬

(2) 金額

- ・ 現在の三重県議会の議員報酬と政務調査費については、これくらいの額は必要である。額が下がれば活動レベルも下がるし、額を上げれば、もっと活動する人も出てくる。
- ・ 私は、今の報酬にも政務調査費にも満足しているが、上がれば上がったように頑張るし、調査の仕方もあるし人を雇ってやるなどいろいろ変えることができる。

(3) 報酬と生活費

- ・ 報酬は議員の身分保障のような形で生活費としてみて、政務調査費を広げて経費的なものをみるというのは、政治活動の基盤を強化するという点では一理ある。

- ・ 事務所経費などを政務調査費で上げたら半額は報酬からということになるので非常に厳しい。頑張れば頑張るほど議員報酬がどんどんこちらへ振り分けられてしまっている。

(5) 算定方法

- ・ 報酬を減らし政務調査費を増やして、政務調査費の基準を少し柔軟にするというのは一番きれいかもしれないが、逆に政務調査費を削っても、その分を報酬に上乘せして欲しいというのが正直なところで、報酬については自由度があるので当然の話である。

4 政務調査費

(1) 交付対象

- ・ 新幹線のグリーン車は必要ない。グリーンに乗りたい時は実費で乗ればよい。
- ・ グリーン車は単に移動手段ではなく、降りた瞬間から仕事ができるという休憩の場所であったり資料を読んだりする場でもある。
- ・ 政務調査費制度でおかしいと思うのは、宿泊費が16,500円で決まっているとか、ガソリン代が1キロあたり30円で決まっているとか、あれは少し多すぎると思う。
- ・ 電話の対応はほとんど携帯でやっているのだから、半分でも政務調査費から出して欲しい。
- ・ 政務調査費は、柔軟に対応して欲しい。市内でも遠い所だと片道700~800円かかるし、駐車場を利用しても対象にならない。
- ・ 使途が今よりクリアになって、仕事のための経費だということが分かればよいのだろうが、その基準を作るのが難しいと思う。今はすごく厳しい制約があるので随分柔軟にせざるを得ないと思う。
- ・ 政務調査費を幅広い議員活動に使えるというようにしていただくと、もう少し落ち着いた活動ができるようになる。今はあまりにも絞り込みすぎだと思う。
- ・ 政務調査費は、もっと自由に使えるようにしたほうがよいと思う。いろいろな行事に行き詰るだけでなく、そこで情報を取るというのがすごく大事であり、自分としては政務調査の活動の一環ということで整理している。

(2) 交付金額

- ・ 個人分は半分ぐらい、会派分は9割を返還している。それがいいと思っているわけではないが、議員活動に支障を来すことはない。財源等も考えると半額でいいと感じている。
- ・ 活動範囲の広い人は使い、要らなければ返せばよい。頑張っている人がだんだん貧しくなっていくような制度ではいけないと思う。そうでないと将来、若い人や優秀な人が議員として育っていかないと思う。
- ・ 政務調査費の額は、今の使い勝手から言うとそんなになくてもいいと思う。
- ・ あればあるように使うし、なければないでやれると思っていて、市議時代のわずかな額でも、県議になって高額な調査費をいただいても、どちらも満足をして

いる。

- ・ 今もらっている政務調査費でも足りないが、もう少し経費の100%なりを認めていただけるような運用ができればと思う。

(3) 会派分と議員分

- ・ 報酬が個人に入るならば政務調査費は会派に渡すなど、政務調査費と報酬というのは、どこかで住み分ける必要がある。両方とも個人に入るので、線引きが難しくなり、いろいろ批判を受ける。
- ・ 全部会派分にするのは無理である。大部分は私の自由行動であり、会派でやる団体行動よりも価値が高いと思っている。県民からみれば会派と個人の割り振りは大した問題ではないと思う。
- ・ 会派と個人と両方あるが、会派としての活動もやっているのだから、半分近くに割られている現在の形でよいと思う。
- ・ 海外調査などグループ活動は、個人より会派交付分を使う方が説明しやすい。
- ・ 会派分で購入した物は、きちんと会派においている。個人で出してもいいが、会派があるのだから、会派活動もある程度すべきである。
- ・ 会派と個人で2本立てになっていた方が、わかりやすくよい。

(4) 事務の煩雑さ

- ・ 細かいところまで決まっていって、それに時間を費やさなければいけないとか、本来でない議論がされてしまうのは、非常にもったいないと思う。
- ・ 民間等の会社勤めが長い人は領収書で経費精算するのに慣れていても、自営業や農家から出てきた人には大変な苦痛になる。
- ・ 使い方について、何かあった時に説明するのは議員だから、事務局はそんなに気を使う必要はないと思う。
- ・ 有権者の関心は1円の使い方ではなく、大きな枠組みの中でどういうふうに使っているのか、本当に使っているかというところにあると思う。
- ・ 領収書等の処理に要する事務量が多いため、経費がかかって本末転倒な部分がある。きちんと処理することは民間会社でも当たり前のことだが、組織の中で事務をするのと、県会議員やその家族がやるのとでは違いがある。
- ・ 資料の煩雑さ、膨大さというのは非常にあり、事務員や妻に任せず自分でやっているのだから、本来の調査業務の時間を食っていると感じている。
- ・ 議員が一番頭を悩ましているのは、政務調査費の1円までというところで、1日何キロ走って、どこへ行ってどういう調査をしたというのを1年365日整理する作業は大変である。
- ・ 県民からは全部見られるので、議員がどういう活動をしてきたか、すべてお見通しになる。きちんとすれば、議員の365日の動きが分かるから制度としてはいいが、作業は何とかならないかと思う。

(5) 使途

- ・ ほとんどの議会が、政務調査費は1円からの領収書で全部オープンになってき

ているから、当然、妙な物に使えば見えてくる。ガイドライン以前の話として、ある程度の自己規制があるのでないかと思う。

- ・ 政務調査費は現在減額されているが、使途が本当に限定されているので、使い切るのはすごく大変だと思う。使途を少し柔軟にしてもらえれば、それで変わる可能性がある。
- ・ 議員は個人事業主なので、それぞれでやり方が違うし、いかに活動しながら選挙の集票もしていくか、企業秘密的なノウハウも見えないところではある。それが政務調査費の使途を見れば全部分かってしまう。

(6) 事務所経費

- ・ 少なくとも事務所経費、事務所に係る人件費は最低限、議員活動の範囲としてみるべきだと思う。
- ・ 事務所経費について、明確な基準が欲しい。使った費用の何等分でなく、事務所費はいくら事務員はいくらなど決められている方が楽だと思う。
- ・ ビルの1室を事務所として借りているが、部屋代の5万円のほか光熱費とかコピーも必要である。電話番として事務員1人もおり、全体で年間240万円かかる。
- ・ 事務所経費で、政務調査費200万円のうち半分は出ていく。
- ・ 自宅が事務所を兼ねていて、秘書業務も妻がやっている。出入りする人は自宅にやってくるので妻は接待などで付きっきりであるが、事務所を持てば、月10～15万円は必要なので、その分は助かっている。
- ・ 事務所経費は4万円余りで、2万円を政務調査費で出して、あと2万円は自分で出している。事務員は雇っておらず、自分が毎日、夜に行くだけで電話も転送になっているので、そんなにお金はかかっている。
- ・ 事務所経費は、政務調査費の個人分18万円の2分の1の9万円までということなので、光熱費などを考えると、事務員の分までは無理であり、月10万円以上を報酬の中から負担している。
- ・ 事務所費を全額政務調査費で見てもらうのなら、一般論として、例えば家賃10万円、職員の人件費15万円、光熱費なども合わせて月30万円になる。
- ・ 土地建物を買い取って事務所に行っているため、固定資産税と必要経費、光熱水費、事務員の人件費がかかっており、半額を政務調査費で処理している。
- ・ 人件費については、月8万円で、後援会事務所、党の支部、政務調査のための議員個人の事務所を兼ねているので、按分して4分の1を政務調査費で対応している。

5 議員の活動

(1) 活動内容

- ・ 県職員は現場で直に把握したり聞いたりしていないため、地元の声が県の行政に届いていない部分がある。議員が住民に接していろいろな情報を取ってきているが、それをなかなか理解していただけない。
- ・ 普段は事務所へわざわざ来るといふより、自然な活動の中で要望等をされることが多く、また多種多様な生の声を聞くことができる。自分が動くことによって

意見をいただくことが中心である。

- ・ イベントに出席するのは、選挙のためだけではなく、みんなはこんなことを望んでいるんだということも分かるので、議員の政策活動でもある。
- ・ 大勢で調査に行くよりも、個人でその地域とか人に触発されるような調査が習慣になっている。みんな得意分野とか好みが違う中で、集団での視察はものすごくアバウトになっているのが現状だと思う。

(2) 活動資金

- ・ 政治献金と議員報酬と政務調査費と財布は三つあるわけで、それをどう使いこなすかの問題である。
- ・ 活動資金は政務調査費が半分で、あとは後援会とか個人で負担している。

(4) 区別の難しさ

- ・ どこまでが政務調査活動でどこまでが政治活動か、実際に議員として地域や三重県のために動くうえで、区別することは非常に難しいと実感している。
- ・ 地域の中で自分の主張を述べ、皆さんの意見を聞くことが後援会活動であるし、同時に政務調査そのものでもあるのだから、分けること自体に無理があるのではないかと思う。
- ・ 議員活動と政治活動、政務調査活動があるが、資金を調達するためには政治活動が増えてくる。そうすると他の活動が圧縮されるが、やはり多くの議員は議員活動をしっかりやりたいと思っている。
- ・ いろんな行事に少し早めに行って話をし、そこから情報収集をする。顔を売るためと言われるとそれまでだが、そうした中で話を聞くチャンスはいくらでもあるし、議員活動の一つとしても視点はあると思う。現場へ行くことの大切は認識しながらやっている。
- ・ 本会議、委員会報酬として、政策立案形成は政務調査に入っているが、広報広聴、公的行事、住民相談などは非常に曖昧である。

(7) 必要経費

- ・ 思った以上に経費がかかる。若い人が県のため国のために議員になるという判断をするときに、経費的な部分も担保しないと本当に優秀な人材がくるのかと思う。
- ・ 新聞折り込みしていた県政レポートの配布を、後援会と合わせて郵送にしたが、1,500~2,000通×80円と郵便経費がかなりかかる。
- ・ 必要経費がみられている国会議員と違い、県会議員は必要経費を自ら捻出することがないと活動が難しい。

